

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第71回

中国のアンチダンピング制度(5)

黒田法律事務所 萱野純子、藤田大樹

これまで中国のアンチダンピング制度について4回にわたり検討してきたが、最終稿である本稿においては、アンチダンピングの仮決定及び最終決定に基づく各アンチダンピング措置について触れることにする。また、各措置に対して応訴企業がどのような対応を採ることができるのかについても検討することにしたい。

一 アンチダンピング調査仮決定

Q1 中国の商務部から、ダンピングが成立し、かつそれにより国内産業に損害をもたらした旨の仮決定が出された場合、具体的にはどのような措置が採られるのでしょうか。また、仮決定に対して、応訴企業としてはどのような対応を採ることが可能でしょうか。

A1 中国のアンチダンピング調査において商務部からダンピングが成立し、かつそれにより国内産業に損害をもたらした旨の仮決定が出された場合、当該仮決定において、商務部は、応訴企業に対して仮決定で認定された各会社のダンピングマージンに相応する現金保証金を税関当局に提供することを求める暫定措置を採るのが通常です。

また、仮決定に対して、応訴企業としては、意見書の提出、公聴会開催の申請、現地調査の受入及び価格協定(プライスアンダーテイキング)の申出等の対応を採ることが考えられます。

(1) アンチダンピング仮決定措置

「アンチダンピング条例」(以下「AD条例」という)第28条によれば、ダンピングが成立し、かつそれにより国内産業に損害をもたらしたと仮決定で認定された場合、仮決定で認定されたダンピングマージンを超過しない範囲で以下のアンチダンピング措置を講ずることができることとされている。

① 暫定的アンチダンピング税の徴収

②保証金、保証状またはその他の形式の担保の提供の要求

しかし、①の措置を採る場合、暫定的とはいえ税金の徴収にあたるため、税務部門との調整が必要となり手続的に煩雑になるうえ、当該措置の決定も実際に調査を担当した商務部ではなく国务院関税税則委員会が行うことになる。そのため、実務上は、商務部が単独でその実施を決定できる②の措置が採られるのが通常である。

②の措置を採ることを商務部が決定した場合、その旨を公告し、税関が実施する(AD条例第29条)。なお、その実施期間は、当該措置決定の公告に規定する実施日から原則として4ヶ月(特殊な状況においては9ヶ月まで延長することができる)を超えない期間に限られている(AD条例第30条第1項)。

(2) 仮決定に対して応訴企業が採りうる対応

① 仮決定に対する意見書の提出

中国のアンチダンピング制度(1)でも触れたが、仮決定の公告には、通常、公布された日から20日以内に、各応訴企業が商務部に対して仮決定に対する反論書を提出できることが明記されている。そこで、応訴企業としては、意見書を作成し、中国法またはWTOの反ダンピングに関する国際ルールに違反した内容が仮決定に存在するかどうか、正常価額の算定方法の当否、商務部が認めた応訴企業による中国向けの輸出販売価格の妥当性、ダンピングマージン計算に関する問題点、損害認定方法等について主張することができる。

② 公聴会開催の申請

「アンチダンピング調査公聴会暫定施行規則」第5条及び「産業損害調査公聴規則」第5条によれば、応訴企業は商務部に対し公聴会の開催を申請することができるため、仮決定に対して不服のある応訴企業は、公聴会の開催を申請し、開催が認められれば、当該公聴会を通じて、商務部の調査担当官に対し直接自己の主張を説明することができる。

しかし、公聴会は、参加を申請したすべての企業を集めて行われるため、販売価格などの秘密情報については、具体的な数字をあげて説明することが難しいこと、また、後述する現地調査においても、調査担当官に対して直接個別に説明を行うことができることから、損害論部分に関する項目、製品の範囲の特定などといった

応訴企業に共通の項目が公聴会開催の主な目的となってきた。

③ 現地調査の受入

現地調査を行うか否かは商務部が決定するが(アンチダンピング調査現地調査暫定施行規則(以下「現地調査規則」という)第6条)、現在の調査実務においても、現

地調査が行われるのが一般的である。そして、現地調査は、通常、仮決定の後に行われるため(現地調査規則第7条)、応訴企業は、当該現地調査を通じて、仮決定に対して反論することが可能である。

現地調査を行う前に、商務部は、被調査企業の同意を得なければならない(現地調査規則第9条)ため、現地調査を希望しない場合、被調査企業は現地調査を拒否することもできる。

しかし、商務部は、利害関係者が提出した資料が事実を反映していないなど、一定の場合には、入手済の情報のほか、入手可能な最善の情報に基づき決定を行うことができるため(現地調査規則第21条)、現地調査を拒否した場合、回答内容の信用性に疑問がもたれ、入手可能な最善の情報等に基づいた高いダンピングマージンを課せられる可能性がある。

現地調査は、主に、販売に関する調査と財務・会計に関する調査の二つに大別され、商務部の2、3名程度の担当者により構成される調査団が、1社あたり2、3日程度で行うのが通常である。

販売に関する現地調査の目的は、主に提出済みの回答書及び附属書類と原始資料とを照合し、その真実性、正確性及び完全性を知ることにあるが、調査対象期間すべての取引について原始資料の照合を行うことは通常困難であるため、サンプリング方式で行われることが多い(現地調査規則第17条参照)。

もともと、サンプリングの対象となる取引について事前に予告されるわけではなく、現地調査の場において無作為に抜き出して調査されるため、結局、調査期間のすべての取引に関する原始資料を準備しておく必要がある。

財務・会計に関する現地調査の目的は、応訴企業の会計制度及び会計処理方法について調査することによって、応訴企業の提出した回答書で説明されている価格調整の妥当性を考察することにある。応訴企業の会計制度及び会計処理方法は、被調査製品のコストに直接影響を与え、さらに被調査製品の国内販売価格及び輸出販売価格にも影響を与えるため、当該調査がダンピングマージンの計算に与える影響は大きい。

なお、現地調査における質問と回答は、原則として中国語で行われ(現地調査規則第16条)、在日本の中国大使館から通訳が派遣されることもあるが、応訴企業としても独自に、案件に精通し専門知識を有する適切な通訳を準備しておくべきである。

④価格協定(プライスアンダーテイキング)

ダンピング輸入製品の輸出者は、AD条例第31条に基づき、商務部に対して価格協定を行うことができる。ここでいう「価格協定」とは、応訴輸出者及び生産者が商務部に対し、自由意思により行うもので、価格を変更し、またはダンピング価格による調査の対象となる製品の輸出を停止し、かつ、商務部による承認を経て調査を中止し、

または取りやめる協定をいう(アンチダンピング価格協定暫定施行規則(以下「価格協定規則」という)第3条)。

価格協定は、被調査製品の価格を、現在の価格から引き上げた一定の価格に変更する代わりに、ダンピング調査を終了させることを商務部と合意するものであるため、早期に結論が明らかとなるメリットはある。しかし、価格協定は、仮決定の公告から45日以内に、商務部に対し申し出なければならない(価格協定規則第4条、第6条)。また、価格協定規則第15条によれば、約束する値上げ幅は、原則として、仮決定により認定されたダンピングマージンに相当しなければならないため、

応訴企業にとっては、仮決定よりも有利な結論にはならない可能性が高い。さらに、価格協定を行った場合でも、その後、応訴企業に対する商務部の関与がなくなるわけではなく、価格協定の履行に関し商務部から監督を受け、価格協定の履行に関する状況及び資料を定期的に商務部に提供したり、商務部から現地調査の受入を求められたりする可能性がある(AD条例第35条及び価格協定規則第17条)。

加えて、応訴企業が価格協定に違反した場合、商務部は直ちにアンチダンピング調査を再開し、入手可能な最善の情報に基づき直ちに暫定アンチダンピング措置を講じなければならない。その場合、暫定的アンチダンピング措置実施前の90日以内に輸入された被調査製品にまで遡ってアンチダンピング税を徴収される可能性もある(AD条例第36条及び価格協定規則第27条)。従って、価格協定を行うか否かは慎重に検討すべきである。

二 アンチダンピング最終決定への応訴企業の対応

Q2 中国の商務部から、ダンピングが成立し、かつそれにより国内産業に損害をもたらした旨の最終決定が出された場合、具体的にはどのような措置が採られるのでしょうか。また、最終決定に対して、応訴企業としてどのような対応を採ることが可能でしょうか。

A2 中国のアンチダンピング調査において、商務部から、ダンピングが成立し、かつそれにより国内産業に損害をもたらした旨の最終決定が出された場合、各応訴企業に対して、最終決定で認定された各会社のダンピングマージンに相応するアンチダンピング税を、公告日から5年間徴収する措置が採られることになるのが通常です。

最終決定に不服がある場合、応訴企業としては、行政不服審査を提起し、人民法院に対して行政訴訟を提起することができます。

また、アンチダンピング税の徴収開始後においても、当該措置の必要性について見直し、アンチダンピング税の修正または取り消しを請求することも可能です。

(1) アンチダンピング最終決定措置

最終的に、ダンピングが成立し、かつそれにより国内産業に損害をもたらした旨の決定がされた場合、アンチダンピング税が徴収されることになる(AD条例第37条)。その場合、商務部が意見を提出し、国务院関税税則委員会が商務部の意見に基づき決定をし、商務部がこれを公告する。公告所定の実施日から税関当局は当該措置を執行することになる(AD条例第38条)。

アンチダンピング税は、各応訴企業のダンピングマージンに従ってそれぞれ決定され(AD条例第41条)、原則として、当該公告の日以降に輸入される製品に適用されるが、一定の場合は、過去に輸入された被調査製品についても遡及して適用される(AD条例第39条参照)。なお、その徴収期間は、原則として5年を超えないものとされている(AD条例第48条)。

(2) 最終決定に対して応訴企業が採りうる対応

① 行政不服審査及び司法審査

反ダンピング調査の最終決定は商務部の行政行為であるから、これに対しては通常の行政行為と同様に、行政不服審査を提起し、あるいは中国の人民法院に対して行政訴訟を提起することができる。

すなわち、AD条例第53条によれば、(i)アンチダンピング調査の最終決定、(ii)アンチダンピング税の徴収、遡及的徴収及び還付の決定、(iii)新たな輸出者に対する徴税の決定、(iv)期間中見直しの決定のいずれかに対して不服がある場合、行政不服審査を申し立てることができ、また人民法院に対して訴訟を提起することができるとされている。

なお、行政不服審査に関しては、アンチダンピングに関する特別規定がないため、基本法である「行政不服審査法」に基づいて行われることになるが、司法審査については、基本法である「行政訴訟法」だけではなく、最高人民法院が公布した「アンチダンピング行政案件の審理に関する適用法律の若干問題についての規定」に従って行うことになる。

② 期中見直し

アンチダンピング条例第49条及び「ダンピング及びダンピングマージン期中再審査暫定施行規則」(以下「期中再審査規定」という)第4条によれば、アンチダンピング税の納付期間において、商務部は、自らまたは利害関係者の申請により、アンチダンピング税を引き続き徴収することの必要性について再審査を行うことができるとされている。

再審査の結果に基づき、商務部は、アンチダンピング税の保留、修正または取消について自ら決定・公布するか、または国务院税則委員会が商務部の意見に基づき決定し、商務部が公布する(AD条例第50条)。

従って、応訴企業は、アンチダンピング税の徴収開始後においても、当該再審査手続を利用して、最終決定で認定されたアンチダンピング税の修正または取消を求めることができる。

もともと、再審査手続は、アンチダンピング調査最終決定が公布された後に直ちに提起できるものではなく、最終決定の公布後(アンチダンピング調査終了後)1年が経過してから30日以内に、初めて提起でき、その後も満1年ごとにその日から30日以内に提起しなければならない(期中再審査規定第6条)。